

令和2年度 学校いじめ防止基本方針

四万十市立中筋中学校

はじめに

「自ら学び、共に歩み、未来を拓く生徒の育成」を学校目標として、互いに認め合い、支え合い、助け合うために、主体的な活動を通して、子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じられる「心の居場所づくり」に取り組む。

また、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組み、子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握し、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施していく。

第1 いじめ防止基本理念

(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒等に関する問題であることに鑑み、生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての生徒等がいじめを行わず、及び他の生徒等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つ。
- 「心身の苦痛と感受着るもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。
- 当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、対策のための組織を活用して組織的に行う。

(3) いじめの理解、取組の視点

いじめ問題への対応については、何よりも被害を訴えてきた子どもや、勇気をもっていじめを知らせてくれた子どもを、しっかり守り通す姿勢を大人が示さなければならない。

また、いじめの疑いがあるものも含めて、しっかりとした対応をしなければならない。その際、事実関係等を把握することが必要となるが、大切なのは、いじめの定義やいじめか否かにことさらとらわれるのではなく、傷ついている子どもの気持ちに寄り添った支援を行うことである。

そして、子どもは人と触れ合うことで、様々なことを学び取り感じ取り、成長していくものであるという社会性の育成の観点で考えたとき、子どもたちがいじめの加害者や被害者になることを恐れて、人と触れ合うことに萎縮したり、躊躇したりするようなことは決してあってはならない。だからこそ、関係者はいじめの未然防止、対応、再発防止のいずれの段階においても、そのことを常に意識し子どもたちを見守り支えていくことが重要である。

(4) いじめの早期発見

教職員はいじめの早期発見のために、いかなる兆候であっても、いじめではないかとの視点をもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知して、解消へ向けた取組につなげていくようにする。

第2 いじめ防止等対策委員会の設置

いじめ対防止対策委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。いじめ対防止対策委員会は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応する。いじめに係る疑いがある時には、いじめ対防止対策委員会が組織的にいじめであるかどうかの判断を行う。

情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずにすべていじめ対防止対策委員会に報告・相談する。加えて、いじめ対防止対策委員会に集められた情報は、個別の児童ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。また、いじめ対防止対策委員会は、学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証を担う。

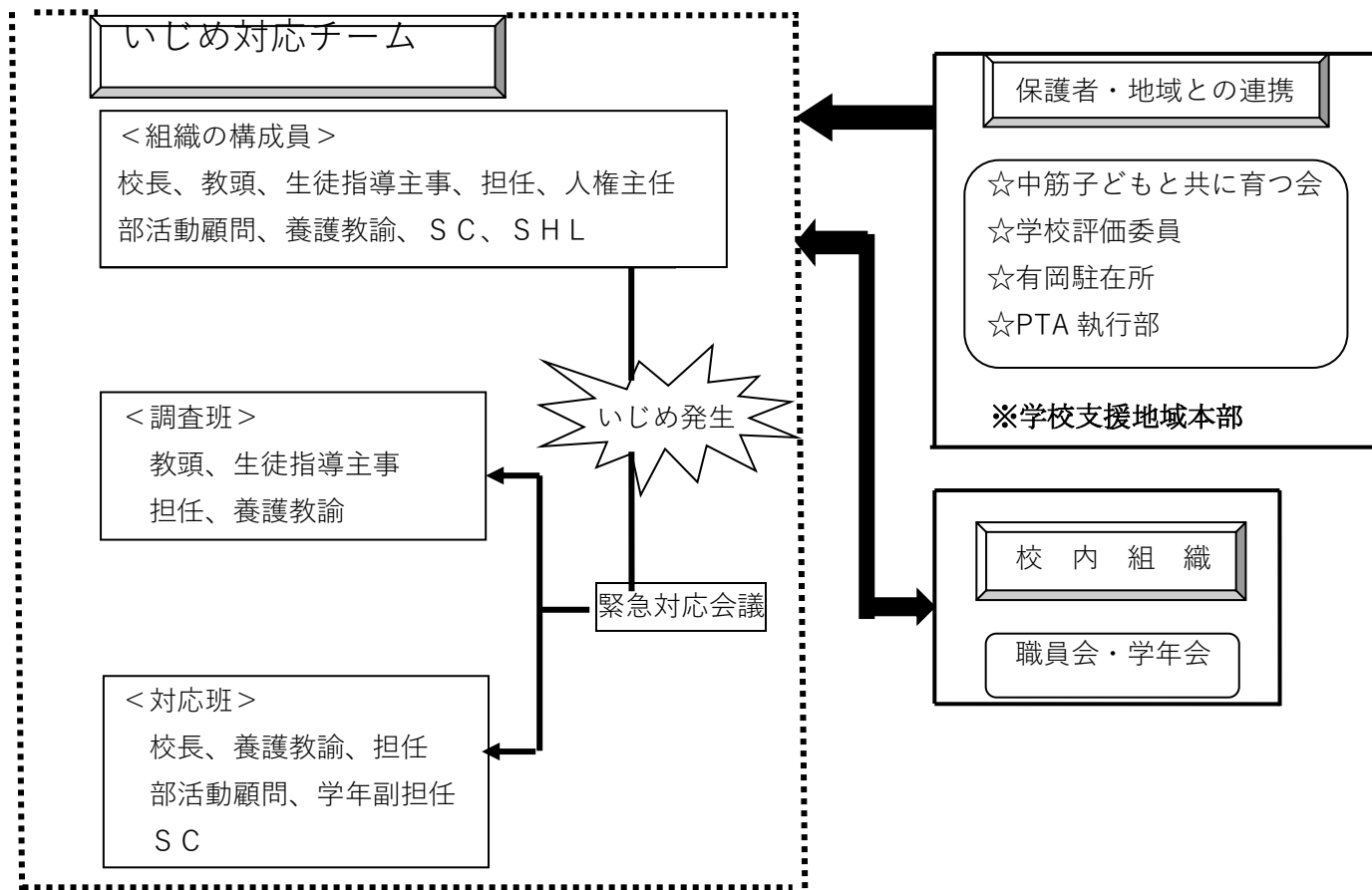
(1) 組織の役割

- いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正。
- いじめ防止等の対策の取組に関するチェックシート（教職員用、児童用、保護者用等）の作成・検証・修正。
- いじめに関する校内研修の企画・検討。
- いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- 重大事態の調査のための組織については、学校がその調査等を行う場合の母体となる。

(2) 組織の構成員

構成する教職員は、校長、教頭、生徒指導担当者、担任、※養護教諭とする。
但し、状況に応じ人権教育主任や部活動担当、外部関係機関が入る場合がある。

(3) いじめ対応チーム



第3 学校における取組

(1) いじめ防止のための取組

○ 自尊感情や豊かな感性を育む教育の推進

児童生徒の自尊感情や社会性、規範意識、思いやり等の豊かな心を育むとともに、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、学校間連携、家庭・地域と連携した道徳教育を推進する。

○ 情報モラル教育の充実

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。このようなインターネット上のいじめの特質等を踏まえ、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、インターネット上のいじめを防止し、かつ効果的に対処ができるよう、児童生徒に対する情報モラル教育の充実を図る。

○ 児童生徒の主体的な活動の推進

いじめを生じさせない、許さない学校づくりを推進するために、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進する。また、いじめやインターネットの問題の解決に向けて、各学校の児童会・生徒会による実践交流や協議等を行うなど、児童会・生徒会活動の活性化を図る。さらに、インターネットの適正利用に関するルールづくりが推進されるよう、インターネット問題の解決に向けた児童生徒の主体的な活動を推進する。

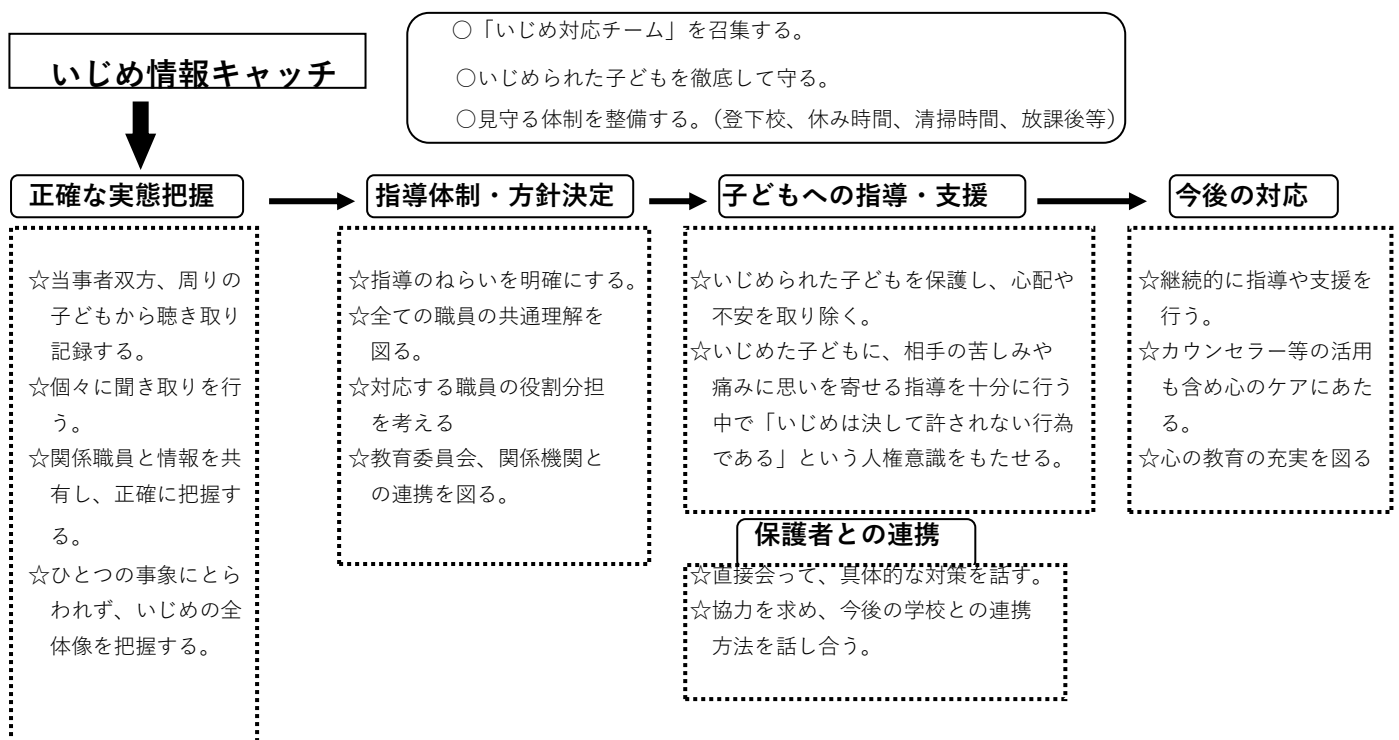
○ 校内研修の実施の促進

年に複数回、全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解するとともに、いじめに対する個々の教職員の認知力・対応力の向上や、学校として組織的な対応を図るための校内研修を実施する。また、いじめの態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上に向けた校内研修を実施する。

(2) いじめの早期発見の取組

○ いじめの実態把握

年2回以上、「いじめアンケート」による調査を実施するとともに、個別面談、日記や家庭訪問などの取組を組み合わせて、いじめの認知に努める。



○具体的な取組や姿勢

日々の観察

～子どもがいるところには、先生がいる～

- ・ 休み時間や昼休み、放課後等の機会に、子どもたちの様子に目を配る。「子どもがいるところには、先生がいる」ことを目指し、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設ける。

- ・生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。
- ・居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進める。
- ・いじめている生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒を容認することがないようにする。
- ・わかる授業づくりを進め、生徒が活躍できる授業を進める。

観察の視点

～集団を見る視点が必要～

- ・職員は、学校内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。また、気になるような言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。
- ・教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、生徒によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- ・「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を示さない。
- ・生徒がいじめの問題への取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを、職員はチェックするとともに、陰で支える役割に徹すること。
- ・互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作りだしていく環境作り。
- ・生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気付いていくことや、互いに関わり絆づくりを進めていくことができるような学校行事等を計画する。

生活日誌

～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

- ・生活日誌等の活用により、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取りながら、信頼関係を築く。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(3) いじめに対する具体的対応、措置

- 学校いじめ防止基本方針に基づく対応を徹底することにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応としていく。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことで、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。
- 教職員等がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ防止等対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。なお、その業務は、他の業務に優先して行う必要があり、即日、当該情報を速やかに報告することとする。
- いじめが解消している状態の要件
いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場

合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

さらに、必要に応じ、被害児童生徒の心的外傷ストレス（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

（４）教育相談、相談支援体制、関係機関との連携

校内支援会の充実などチーム学校による組織的な校内支援体制を確立し定期的に協議する。また必要に応じ、巡回相談や教育相談を依頼することで、個の特性をつかみ、教職員のより良い支援体制につなげる。

日々の生活の中で定期的に来校するＳＣ、ＳＨＬ、ＳＳＷとの連携を密にし常に情報を共有することで教職員が専門的な知識や適切なアドバイスをもらうことは重要である。またそれぞれの視点で様子を観察した意見をもらうことでより広い視点で生徒の状況をつかむことができる。必要に応じて、警察や児童相談所等とも連携し依り良い支援につなげる。

（５）児童生徒が主体となる取組

児童生徒による未然防止や早期発見、解決していく力を高めるためには自分たち自身がよりよい学校生活を送っていこうとする意識が高まらなくてはならない。その事を重視し、年間を通して生徒会等を中心とした質の高い活動を推進する必要がある。

（６）地域や家庭との連携

- 児童生徒が安全に安心してインターネットを利用できるよう、保護者に対する啓発活動を行い、インターネットの適正利用に関する家庭でのルールづくりを推進する。
- 地域学校協働本部、放課後子ども教室・放課後児童クラブ等、学校・家庭・地域の連携・協働により、子どもたちの居場所づくりや地域ぐるみで子どもたちの育ちを支援する体制づくりを行い、子どもの自尊心や規範意識を育む活動を推進する。また、民生委員・児童委員や主任児童委員が参画し、厳しい環境に置かれている子どもを学校と地域が連携して見守る体制を構築していく取組を進める。
- 学校いじめ防止基本方針について、学校のホームページへ掲載するなどの方法により、保護者や地域住民

が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにするとともに、その内容を、必ず入学式・各学年の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明を行うこととする。

(7) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合には、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）を参考として、適切に対処することとする。

第4 取組の評価等（PDCAサイクルについて）

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。
- 毎年、いじめ問題への取組の実施状況について達成状況を評価するとともに、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。